

令和5年度 和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時：令和6年2月5日（月）14：00～16：00

場所：和歌山県庁北別館 大会議室

	戒脇子ども未来課長 挨拶
事務局	委員紹介
会長	次第に沿って始めていきます。議題1「児童福祉法改正について」事務局から説明をお願いします。
事務局	〈説明〉 児童福祉法の改正、一時保護所の設備・運営基準の策定、条例の制定、児童の意見聴取等の仕組みの整備について説明。
会長	本年4月から施行される児童福祉法の改正で、一時保護所の基準についてそれぞれの自治体で基準を条例で策定することになった。2点目は、子供の権利擁護のために、子供の意見表明権の保障と表明された意見を尊重するという子どもの権利条約の精神にのっとり児童福祉法の改正で謳われることになった。その対応について、県がこれから考えていることについて説明いただいた。次に、一時保護所の現状や児童相談所が考えていることについて、事務局より説明をいただきたいと思います。
事務局	〈説明〉 一時保護所の課題について説明。
会長	一時保護所の課題について説明があった。令和4年秋に、一時保護所が建て替えられ、新しい施設で、児童の居室は原則個室で生活ができているが、ソフト面のところで課題があるという報告があった。 委員からご質問やご意見はございませんか。
委員	一時保護所に入所している児童は、幼児から18歳くらいまでの子供が入所していると思うが、入所の事情がそれぞれ異なると思う。虐待で緊急に保護する場合や非行傾向があり一時保護を必要とする場合など、事情が違う児童を同じところで同じように生活している。以前より申し上げているのだが、虐待の児童と非行の児童をわけることはできないのかと思うがどうか。
事務局	現場としてもわけた方がいいと思うが、わけるには施設整備や夜間も含め児童を支援する職員がさらに必要となる。今の県の財政面から言えば職員の増員について要求していくことは困難であると思っている。

委員	<p>難しいことについては理解した。ただ児童に合わせた対応をしないといけないとなると、職員の対応も大変だと思う。大変だと思うと職員のなり手も少なくなると思うので、今後また検討いただけたらと思う。</p>
会長	<p>虐待と非行を明確に区別することも難しいようにも思う。やはり非行の背景には家庭での虐待とかネグレクトとかがあって非行に走るということもあり、セパレートすることはできないのではないのかと思う。</p> <p>他にご意見はどうか。</p>
会長	<p>和歌山県は、全国に先駆けてアドボケイト事業に取り組んでいる。実績報告にあったように、一時保護児童全員にアドボケイトを派遣するという方針のもとで実施している。全国的にみても先進した取組である。この活動に実際に取り組んでおられる委員より報告いただきたい。</p>
委員	<p>資料にあるように、アドボケイトの方たちに協力いただき一時保護児童に個別のアドボケイトを実施している。3年前から実施しているが、今年度、県から委託を受けて一時保護所や施設、里親宅へアドボケイトの派遣のコーディネートをしている。児童相談所のケースワーカーや一時保護所の職員に対して些細なことで言えないことを子供たちも言ってくれている。それは子供がその場その場で考えて、この人になら言ってもいいかということをお話してくれていると思う。最近の話でいうと、潔癖症のある男の子が他の児童と同じトイレやお風呂を使うことがしんどいとアドボケイトに伝えてくれた。そのことについて、一時保護所の職員が子供とどのようにすれば生活しやすいかと話をすることができ、解決できたことがあった。小さい児童では、個室で1人で寝るのが怖いという話があった。それについても職員に伝え、児童と話をして不安の軽減につながった。アドボケイトに話をしてもうまくいったというケースである。また、「家に帰りたい」と言う子は、年齢が高くなるにつれて多いと思う。家での生活に不安もかかえているが、一時保護所の窮屈な生活よりも家に帰った方がいい。帰りたいのはスマホを使えるから、友だちと会えるからというのが多いと思う。子供にとっては重要な点であることはすぐに想像できる。一時保護所に友だちが会いに来ることはできないにしてももう少し柔軟な対応や、友だちに連絡をせずに一時保護所に入所したので、手紙でもいいので連絡をとりたいということも聞いた。なぜ自分がここにとじこめられやなあかんのか、お父さんが悪いのに、お父さんが出ていったらいいのにと話も聞いた。理不尽さを感じているということであった。</p> <p>このように他のアドボケイトと協力しながら、何かあれば話をしながら実施しているところである。</p>
会長	<p>他に何か意見等はないか。</p>
委員	<p>一時保護所において、子供たちに説明できない決まりがけっこうあるように思</p>

う。所内で話合ったりしているのか。

事務局

例えば、折り紙を小学生は折ってもいいが中学生はだめ。髪型についても束ね方に決まりがあるということなど、「今までやってきた」という思いを各職員が持っており、変えていくということがなかなか難しい。前向きな議論もあるが、まとまるには至っていない。審議会からいただいた意見をふまえてさらに検討していきたい。

委員

難しい問題だと思う。生活上のルールは必要だと思っているが、ルールが多すぎると職員も守らせなくてはいけないとなりしんどいのではないかと思う。職員にとっても負担ではないかと思っているので、少しずつでも見直していただきたい。

委員

一時保護所の髪型のルールに少し驚いた。来年度からアドボケイトが施設等にも来てくれることになるとのことだが、これについては子供の希望を受けてになるということか。

事務局

まずは児童に向けてアドボケイトや意見表明支援事業の説明をしていただいた上で、意見を言う機会があるということを知ってもらいたい。今一時保護所で実施している個別アドボケイトという実施方法が、マンパワー的にも困難であると思う。同じ仕組みでは難しいかと思っており、制度を周知しながら子供の希望に応じた形で実施していきたいと現時点では考えている。

委員

施設の場合でも一時保護所と同じようにルールはあり、子供が園長室にきて「こんなふうにやらしてよ」と言ってくることもあるが、なかなか叶えられないということもある。それをアドボケイトに言って、県の方で審議していくこともあるのかと思うが、審議はどういった形ですすめられていくのか。

事務局

それは権利擁護部会でというご質問か？

委員

そうである。

事務局

例えば、そのルールについて、子供が思っていることを審議会として調査をする、施設に対してもその定めている理由や背景について調査した上で、審議会の中で審議をするという形になるかと思う。

委員

子供はアドボケイトに対してどれくらい心を開いて話をするのかなと思う。自分のところに委託されている子供は、毎月児童相談所の心理司とカウンセリングをしており、時間をかけて打ち解けていろいろ話をしている。心理司が交代になるとまた一から話をしないといけない、行きたくないと話していた。アドボケイトと話をする子供はどのような感じで話をしているのかと思った。

委員 個別アドボケイトの場合には、簡単なゲームや一口程度のお菓子を用意しており、子供が話しやすい雰囲気作りを大切にしている。子供に対して「さあ話さない」という感じではなく、アドボケイトの説明をしたり、「お昼ご飯何食べた？」など日常的な会話をしながら話しやすい雰囲気を作っている。今後、施設や里親に委託されている児童のところへ訪問するときには雰囲気作りはもちろん場所についても、各施設や里親と打合せながらすすめていきたいと思っている。けっこう先入観のない大人がくるので子供は割と話してくれるのかなという印象は持っている。訪問回数など取組方法など相談しながら進めていきたいと思っている。

委員 ぜひ子供に聞いてあげてもらいたい。直接言えないことも第三者の人になら言えるということもあると思う。その中で、生活が改善することもあるかもしれないし、里親での生活がより過ごしやすくなるように思う。

会長 措置についてであるが、ケースワーカーは子供の意見をきちんと聞いているのかと思うこともある。子供の意見と違う形で措置を進めようとしたり、施設についても意見を聞かずに決めようとしていることがある。施設の空きの具合はもちろんあると思うが、子供の意見を聞いた上でケースワーカーには動いてもらいたい。子供の意見を反映せずに、施設入所であれ、里親であれ進めようとしている。子供の意見をきちんと聞くということが不十分なところが見受けられるので、今回の改正は大事なことなのでより一層子供の意見を聞くことを大事にしてもらいたい。

この議題について紀南児童相談所からどうか。

事務局 紀南児童相談所は、中央児童相談所のように一時保護所が無いこともあり、紀南地方は一時保護委託ということで施設等に御協力いただくことになる。一時保護所への移送時間等を考えると急遽一時保護する場合などは、近隣の児童養護施設や里親に一時保護委託を依頼することになる。そのような場合のも同じような基準、全く同じ基準とはいかないとしても、近い形で子供をアセスメントできる環境、ルールを整える必要があると思う。児童養護施設の職員が、一時保護施設と同じような目線となるようなガイドラインを作ることができればと思っているので関係者の御協力をお願いしたい。

会長 基準を作るということで、ぜひ子供の目線、意見を尊重するような形で進めていただきたい。

それでは、議題2に移ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 〈説明〉
社会的養育推進計画・和歌山県子供虐待防止計画の関係施策の実施状況及び改定について説明。

会長 委員からご質問ご意見はいかがですか。
母子保健の関係からご意見をいただければと思うがいかがか？

委員 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」はやってきているが、妊婦へのケアや対象にした事業は難しい。まだ仕事をしている妊婦が多く、母子保健推進員が話をする機会も少ない。行政の保健師が妊婦を対象にした事業はしているが、私たちも全国大会等で研修は受けている。町中で妊婦を見かけたりすれば、積極的に話しかけるなど取り組んでいる。

会長 母子保健分野では虐待予防ということで非常に大切なことであると思う。
市町村の関係で、今回の改正で「こども家庭センター」が努力義務であるが設置することになったが、何かご意見をいただければ。

委員 妊娠期からの関わりというところで、母子保健の保健師が妊婦と関わる中で、少し支援が必要だなという妊婦に対しては、児童福祉の担当者も一緒に話をしていくようにしている。妊娠期からも把握をしている。出産後必要であれば、保健師と児童福祉の担当者も一緒に病院へ行きカンファレンスに参加をしている。今後も児童福祉と連携して取り組んでいきたい。

会長 こども家庭センターの設置については現在どのような状況か？

委員 私が所属している市においては、現在の名称は「子育て世代包括支援センター」となっているが、機構としては、母子保健と児童福祉の係が同じ所で係毎ではあるが一緒に業務を行っている。統括支援員については所長となっており、現在は役割分担をどうしていくかと考えているところである。

会長 虐待の通告について、普段子供と関わっているなかで、虐待ではないのか、ネグレクトではないのかと間近で感じられるのは、子供が所属しているところではないかと思うが、保育所の方では、虐待通告の現場では非常に大切なところではないかと思うがいかがか？

委員 各園が持つ情報についてまでは把握できていないが、当園においては、以前に虐待通告したことがあった。子供の体の傷などを保育士は気にしており、傷があれば子供に「どうしたの？」と尋ねている。答えられない子供の場合は、保護者へ連絡して確認するようにしている。

会長 学校現場においてはどうか？

委員 早期発見は学校の情報提供によるものだと思っている。先生は子供の様子をしっかり観察し、話をよく聞くようにしている。担任との話から「叩かれる」と内容が出てくれば学校から児童相談所へ通告をする。ただ学校が通告元になることで、保護者との関係が取りづらくなる状況もある。

委員	<p>法務局の人権擁護委員をしているが、6月に小中学校へ「ミニレター」を出している。その中に1通程虐待の内容が書かれていることがあり、その場合は児童相談所へすぐに通告するようにしている。あとは電話相談も夏休み中にしているが、その内容ははじめの内容が多い傾向である。</p>
会長	<p>子供の所属するところでは、子供が過ごすところであり、体罰や何かおかしいと思ったときには、現場からすぐに通告していただくことが大事。学校によってはよく通告をしている学校とそうでない学校があるように思う。また、通告によって保護者との関係が難しくなるケースがあると思うが、児童相談所と家庭との話合いの兼ね合いや、保護者によっては学校を批判するようなこともあるかもしれないが、かといっても、保護者との後の関係を考えるというよりもまず通告するというのを保育所や学校等の現場にはお願いしたい。</p> <p>他にご意見はどうか。</p>
委員	<p>民生委員・児童委員の立場から、私共には主任児童委員という子供に関する支援をする委員がいる。本会議に出席させてもらいながら感じたことであるが、我々民生委員児童委員には、情報を取り入れるというところに課題があるように思う。学校等からは、個人情報ということではなかなか教えてもらえないということもある。かといって、それではこの児童虐待の問題に取り組めないで、民生委員・児童委員の役割として情報の共有について検討していきたい。</p>
委員	<p>児童養護施設等を退所した児童等の自立支援の充実という項目がある。児童福祉法の改正でも、自立支援の強化が謳われている。自立支援の充実は大切なことであると思う。今までは、学校に行っていない場合は18歳で措置解除になると思う。里親の場合、措置解除した後もそのまま生活をしていることもある。里親がそのまま生活をみているという状況もあるので、自立支援の強化は大変ありがたいことだと思う。子供も安心していることができると思う。</p> <p>もう一つ、要対協がどういったことをしてくれるのかと思っている。実際に市町を中心に様々な機関の長が集まって会議をしているのだと思うが、里親制度の啓蒙でそういう場で話をしたことはあるが、あまり一般的には知られていないように思う。</p>
会長	<p>自立支援の関係で事務局から何かないか。</p>
事務局	<p>まだ検討中の段階で、はっきりと申し上げることもできないところもあるのだが、法改正を受けてアフターケア事業の充実について進めていかないといけない。その際には各施設、関係者の皆様とも協議をしながら進めていきたい。</p> <p>要対協については、母子保健と児童福祉の両機能をあわせもつことも家庭センターができ、一層多くの大人の目で子供や家庭を見守り、支援できるよう市町村と一緒に進めていきたいと思っている。</p>

会長 自立支援については、実際に取り組む際には、里親や施設等現場の状況を十分にヒアリングしていただき、意見が反映されるように取り組んでいただきたい。
それでは、議題3について事務局から説明をお願いします。

事務局 〈説明〉
こども大綱、県こども計画について説明

事務局 今回の説明にありました「県こども施策審議会」委員の選出について、事務局として審議会会長の推薦をお願いしたいことを提案させていただく。

会長 まず、新しく設置される「県子ども施策審議会」について、本審議会から委員を選出するというので、会長を推薦してはどうかと事務局から提案がありました。委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

委員 異議なし

会長 それでは、事務局案のとおり、本審議会からは私が代表して出席するということにしたいと思います。また、本審議会にフィードバックをさせていただき、委員の皆様の意見も反映されるようにしたいと思います。
県こども計画について、何かご質問はいかがか。

会長 では、その他のところに移ります。事務局よりお願いいたします。

事務局 〈説明〉 児童相談所の現状の課題について説明

事務局 〈説明〉 資料（虐待相談対応件数）について説明

会長 今年度の虐待相談対応件数についてはどういった状況か。

事務局 正確な数字はまだであるが、前年度並みで推移している。

会長 児童相談所長には、意欲的に児童相談所の改革にむけて取り組んでいると思う。委員からご質問ご意見はいかがか。
児童相談所も難しいところで、新しい職員もたくさん入ってくるなかで職員も苦慮される現場だと思われる。ぜひ、子供の人権も守られ、職員も働きやすい児童相談所を子ども未来課と児童相談所で作っていただきたい。
それでは進行を事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。

事務局 本日はありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会いたします。